

平成27年度当初予算編成方針のポイント

1 当初予算編成方針

来春、地方選挙が予定されているものの、県政の停滞を招くことのないよう、景気・雇用対策や子ども・子育て支援、高齢者福祉、防災・減災対策など喫緊の政策課題については必要に応じて対応

また、地域経済の活性化等を図るため、引き続き、おおいた元気創出基金を活用した「おおいた元気創出枠」を設定

2 大分県行財政高度化指針の実践

スクラップ・アンド・ビルドの徹底など、行革実践力を一層発揮するとともに、地方機関からの発案により諸課題に対応する「地域課題対応枠」の継続により政策県庁をさらに推進

【主な要求の枠組み】

区分	要求基準
政策予算	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度当初予算額の範囲内 ○県政の停滞を招くことのないよう、景気・雇用対策や子ども・子育て支援、高齢者福祉、防災・減災対策など喫緊の課題に対応するものについては、新規事業であっても要求可 ○補助金のうち枠計上分は26年度当初予算額の50%の範囲内 ○貸付金新規融資枠は26年度当初予算枠の50%の範囲内 ○「おおいた元気創出枠」3億円を別枠で設定
投資的予算	<p>(公共事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続事業を中心に26年度当初予算額の70%の範囲内 (一般国庫補助事業、単独事業) ○継続事業を中心に26年度当初予算額の範囲内 枠計上分については26年度当初予算額の70%の範囲内
部局枠予算	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度当初予算額に「地域課題対応枠」を加算した額の範囲内

※政策予算及び部局枠予算の各々2割を目標にスクラップ・アンド・ビルドに努める

平成27年度当初予算編成方針

国内景気は、雇用情勢や賃金の改善により、緩やかに回復基調が続いている一方で、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなどによる景気の下押しリスクが懸念されている。

国の予算編成においては、中期財政計画に沿って、民需主導の経済成長と財政健全化の両立を目指し、一般会計の基礎的財政収支の大幅な改善を図るため、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

また、地方の一般財源総額については、実質的に26年度の水準を確保するとしているものの、多額の国債発行に依存せざるを得ない状況を踏まえると、歳出特別枠の見直しなど地方財政にとって懸念材料は少なくない。併せて、消費税率のさらなる引上げや法人実効税率の引下げをはじめとする税制改正等については、今後、国の動向を十分に注視する必要がある。

一方、国でも地方創生が議論されているが、魅力ある地域づくりや人口減少への対応について、本県では国に先んじて取り組んでおり、さらなる充実が求められている。また、平成27年度は、本県にとって、県立美術館の開館や東九州自動車道の開通などの基盤づくりが大きく進むほか、大型観光キャンペーンの開催など、躍進する節目の年にあたる。加えて、安心・活力・発展プラン2005に掲げた目標を達成するとともに、景気回復を実感できるよう取り組んでいかなければならない。

このため、当初予算については、来春、地方選挙が予定されているものの、県政の停滞を招くことのないよう、景気・雇用対策や子ども・子育て支援、高齢者福祉、防災・減災対策など喫緊の政策課題については、必要に応じて対応する。

併せて、地方財政は引き続き厳しい状況にあることから、行革実践力を最大限に発揮するとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ることとし、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

大分県行財政高度化指針に掲げた「行革実践力」を一層発揮し、徹底した無駄の排除を行いながら、多様化する県民ニーズに対応できるよう、行政の「質」の向上を図らなければならない。

このため、事務事業評価における成果や効率性に基つき、事務事業の優先順位について検討を行い、政策予算及び部局枠予算の各々2割を目標にスクラップ・アンド・ビルドを図るよう努めること。

特に、新規事業や事業費の大幅な増要求などにあたっては、限られた財源と人員の中で、組織定数等の執行体制についても事前に部局内及び部局間で十分に調整すること。

また、政策県庁の推進については、現場に発想の種ありの精神の下、「地域課題対応枠」を活用するとともに、部局横断的な政策課題についても、事業効果が最大限に発現されるよう関係部局相互に十分な連携を図ること。

(消費税率引上げに伴う措置)

消費税率の引上げについては、いわゆる景気弾力条項により、国が年内に判断することとしていることから、現行税率により要求すること。なお、10%への引上げが決定した場合は、予算編成作業の中で調整する。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正をはじめ、経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮のうえ、課税対象の的確な捕捉や徴収率向上に努め、年間徴収見込額を算定し所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入や地方法人税の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。

3 国庫支出金

国庫補助金等の廃止・新設等の状況把握に努めるとともに、活用可能な補助金について精査し計上すること。

後進地域開発国庫負担特例法に基づく平成26年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.14であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

4 分担金及び負担金

市町村や受益者の負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担を原則とし、歳出に見合う収入見込額を計上すること。
なお、消費税率の引上げが決定した場合は、予算編成作業の中で調整する。

6 財産収入

新県有財産利活用推進計画（改訂版）に基づき、処分や貸付を進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。特に、国の経済対策により造成した基金で終期が到来するものについては、基金所管部と調整のうえ、積極的に活用すること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、過疎代行や受託事業については、原則として行わないこととするが、災害復旧などの受託事業を実施する場合には、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、所要額を要求すること。

なお、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高に留意のうえ、発行抑制に努めること。

第三 歳出に関する事項

新規事業は、景気・雇用対策や子ども・子育て支援、高齢者福祉、防災・減災対策など喫緊の課題に対応するものについて、県政の停滞を招くことのないよう、年度当初から執行が必要な事業を要求すること。

1 政策的経費

(1) おおいた元気創出枠予算

各部局の要求枠とは別に、地域経済の活性化等を図るため、3億円の「おおいた元気創出枠」を引き続き設けるので、積極的に要求すること。

(2) 政策予算（投資的予算を除く）

平成26年度当初予算額（一般財源等ベース）から24年度特別枠予算の整理分を減算し、26年度予算における物件費等の節約額を加算した範囲内で要求すること。

(3) 投資的予算

① 公共事業

補助事業及び国直轄事業負担金については、継続事業を中心に、平成26年度当初予算額（地方負担額ベース）の70%の範囲内で要求すること。

ただし、債務負担行為の歳出化分、市町村補助事業については、所要額とし、全体で70%の範囲内とする。

また、災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は、平成26年度当初予算額（地方負担額ベース）の70%の範囲内で要求すること。

② 一般国庫補助事業

真に必要な事業を厳選し、継続事業を中心に、平成26年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）の範囲内で要求すること。

③ 単独事業

緊急度の高い事業を厳選し、継続事業を中心に、平成26年度当初予算額の範囲内で要求すること。

ただし、事業費が枠で計上されているものは、平成26年度当初予算額の70%の範囲内で要求すること。

大規模施設の改修については、長期保全計画に沿って要求すること。また、現在策定中の公共施設等総合管理計画との整合性に留意すること。

2 経常的経費

管理予算については、年間所要額を十分精査して要求すること。

部局枠予算については、平成26年度当初予算額から、26年度地域課題対応枠分を減算した範囲内で要求すること。

なお、地方機関の提案に基づき地域における諸課題に対応する要求枠「地域課題対応枠」を引き続き設けるので、関係機関と調整のうえ積極的に要求すること。

3 個別経費の取扱い

(1) 補助金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金、または少額補助金等について、包括外部監査結果等も踏まえ、廃止・縮減すること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直し、廃止・縮減を図ること。

なお、政策的経費で事業費が枠で計上されているものは、平成26年度当初予算額の50%の範囲内で要求すること。

(2) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直したうえで、旧債分は年間所要額を、新規分は平成26年度当初額の50%の範囲内で要求すること。

(3) 委託料

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

また、包括外部監査による意見等を踏まえ、委託料の適切な積算を行うこと。

(4) 備品購入費

真に必要なものを購入することとし、特に高額機器については、相互利用や共同購入を促進すること。

4 国の交付金による基金事業の取扱い

国の交付金による基金事業については、国の予算等の動向にも十分留意しながら要求すること。

なお、事業期間が終了するものについては、原則として県費への振替えは認めない。

5 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定

にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

第五 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に関する指導指針等に基づき、モニタリングを徹底するとともに、経営悪化が見込まれる団体については、経営改善計画を速やかに策定させ、計画の着実な実行に向けた進行管理及びフォローアップを主体的に行うこと。また、出資比率の見直しなど県関与の縮小に向けた取組を積極的に進めること。